

令和3年度第2回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和3年5月24日(月) 10時開会 11時42分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 20名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課

米子市農業委員会

岩美町農業委員会

琴浦町農業委員会

農業会議

倉益、漆原、山根、中嶋、谷口

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (山根)	(午前10時) 定刻になりましたので、ただ今より令和3年度第2回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり21名中、20名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 それでは、小林会長に挨拶をお願いします。
2 開会挨拶 小林会長	皆さん、おはようございます。本日、令和3年度第2回常設審議委員会を開催いたしました所、関係各位には御多忙の中、出席いただきありがとうございます。 さて、春早々ですが農作物に霜の被害が出たということでありまして、また、梅雨入りが早いところで3週間早まったということ、異常気象という状況の中で、今年1年、どういう状況になるのか、九州では豪雨の被害も出ていると聞いておりますし、この1年、心配になる年ではないかと思っております。 なお、新型コロナウイルス緊急事態宣言が9都道府県に発令されております。そして昨日から沖縄県が来月の20日まで緊急事態宣言が出されました。9都道府県は今月末までの期間となっておりますが、今朝のテレビですと、沖縄県とあわせて、6月20日まで期間延長されるのではないということも検討されているようであります。こういった中、感染防止対策について、皆さんも報道でご存じのことと思いますが、鳥取県の平井知事の取り組みが高く評価されており、その結果が全国47都道府県におきまして、現在455名で感染者を最小限に食い止めている状況にあります。 また、組織運営につきましては、諸会議がWeb会議等で行われてお

	り、去る5月18日、都道府県農業会議会長会議がWeb会議で開催されました。内容は、令和3年度全国農業委員会会長大会の議案についてでしたが、後ほど事務局長から詳細を説明させます。大会は明日、25日にYouTubeでのライブ配信により開催されるということでもあります。今年は、農地に関する検討が次々になされている状況にあります。農業委員会法改正5年後の調査でも、全国の80%で担い手がいらない、不足しているという深刻な状況が明らかになりました。今回の政策提案は、農地政策、経営・人材政策、農村政策などで構成されております。なお、農地政策では人・農地プランの法定化が検討されております。人材対策では、新規就農者に対する一貫した支援の構築が提案されております。その他、国家戦略特区諮問会議で議論されている農地法第3条でございますが許可事務の行政移管を行わないようにという内容でありました。私としても、少子高齢化で人口が減少する中で、農地が適切に利用できるよう、政府、与党に農地政策の見直し、人・農地プラン、農地中間管理事業のてこ入れが必要であり、実効性の高い政策体系を構築すべきではないでしょうか、私はそう思っているところであります。 本日の会議は、報告事項1件、審議案件が3件、情報提供が1件で、本日も十分な審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。
事務局 (山根)	ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。
3 議事録署名人の選任 小林議長	それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし) それでは、福田委員(琴浦町農業委員会会長)、加川委員(伯耆町農業委員会会長)の両名を指名いたします。
4 報告事項 小林議長 県経営支援課 小林議長	日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。 (県■■■■が資料1により説明) 皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 ご質問、意見がございませんか。 (質問・意見なし)
5 議 事 小林議長	議事に入ります。

事務局
(漆原)

議案第1号を説明下さい。

それでは、今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の
一覧表を説明いたします。

(一覧表を説明)

今月は、第5条案件で3件、米子市農業委員会が1件、岩美町農
業委員会が1件、琴浦町農業委員会が1件、以上、3件の意見聴取
がございます。それぞれ農業委員会事務局から説明いただきます。

なお、3件の案件すべて5,000㎡を超える現地調査案件でご
ございますので、それぞれ説明の後、現地調査報告をお願いしたいと
思います。

それでは、説明順は、東部、中部、西部の順に、岩美町農業委員
会から説明いただきます。
よろしくお願いいたします。

岩美町
農業委員会

失礼いたします。岩美町農業委員会事務局、[REDACTED]と申します。よ
ろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきます。

それでは農地法第5条に基づく転用案件について説明をさせていた
だきます。

まず本案件の概要としては、[REDACTED]
[REDACTED]太陽光発電設備の設置を行
うものです。

はじめに資料1ページをご覧ください。
申請のありました農地の所在は、[REDACTED]
[REDACTED]。現
況は田1筆、畑が3筆です。

申請地の位置については、位置図をご覧ください。県道から南へ
向かって行った山間の農地です。

譲受人及び転用事業者は、[REDACTED]
[REDACTED]売買による
所有権移転です。

都市計画区分は、非線引き都市計画区域です。

以降については、資料2ページでご説明いたしますので資料2ペー
ジをご覧ください。

現在の営農状況についてですが、周辺は圃場整備されておらず不
整形な農地であり、耕作不適なため近年の利用は地権者による草刈
り等の保全管理がなされています。令和2年度の利用状況調査では保
全管理と判断していますが、今現在は一部のみ畑地として利用して
おりその他は保全管理されています。

次に転用目的ですが、太陽光発電設備の設置で、工事期間は許可
日から令和4年7月31日までです。発電期間は令和4年8月1日から経産
省認定日である令和3年1月21日から20年後の令和23年1月20日です。
期間満了後は認定更新を予定しており引き続き太陽光発電を運営し
ていくとのことです。年間総発電量は51万61500キロワットの施設
を計画しています。これは一般家庭の年間使用量に換算すると約108
世帯分に相当する発電量となっています。

次に5番の立地基準です。あわせて資料P5の中間図をご覧ください。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地です。なお、中間図には周辺農地のうち農振農用地を緑色で示しております。営農条件ですが、引き続きあわせて中間図をごらんください。この農地は未整備のほ場で不整形であり隣接農地は西側に位置する田のみで生産力が低い農地です。東側は原野化しています。代替地については、今回計画した規模の太陽光発電を設置するためにはある程度の広さの土地が必要であり、また今回の申請地は西側の隣接農地が申請地よりも2m上段に位置するため農地への影響が最小限に抑えられること、また山間の農地であり周辺に住宅がなく反射光の影響がないことから、申請地の他に適当な土地はないものと考えております。続いて6番の一般基準として、まず他法令許可です。農振法については該当ありません。太陽光発電を行うため、経済産業省の発電事業計画認定を2021年、令和3年1月21日に、また中国電力ネットワークとの系統連系に係る契約が2020年、令和2年12月11日になされています。

また、6ページの土地利用計画図をご覧くださいませでしょうか。赤まるで囲んだ部分があります。これは電柱でして、申請地内に電柱を設置し、集電箱に電力を集めるための送電線が公衆用道路上空を通るため法定外公共物占用許可を令和3年4月9日に受けています。集電箱から一般の送電線までは中国電力の管轄でつなぐということです。規模の妥当性ですが、引き続き土地利用計画図をご覧ください。申請農地5,231㎡に1250枚の太陽光発電パネルを設置する計画となっておりその利用計画の内容は適正であると考えられます。

3番、営農及び被害防除計画等の措置については、引き続き6ページ土地利用計画図と7ページ用排水系統図、P8防護柵もあわせてご覧ください。まず、申請地は除草をしたうえで整地、転圧し防草シートを設置します。日照に関しては、西側の隣接農地、水田は申請地よりも2m上段に位置し、また営農に支障を及ぼさないようにパネルの設置向きに配慮するとのことです。

土地の周囲はP8のフェンス、防護柵で囲みますが、敷地境界から約50cm距離を取り、高さ100センチのフェンスを設置します。なお、フェンスからパネルまでには約100cm距離を取って設置するとのことです。続いて用排水関係ですが、P7の用排水系統図をご覧ください。青い矢印が排水経路です。雨水は、排水経路図のとおり南側の[]へ配水します。西側隣接農地の耕作している所有者には、同意済みです。雑草対策としては、防草シートを設置するとともに、申請者が定期的に2カ月に1～2回確認、点検を行います。この点については、後ほども出てきますが岩美町農業委員会からの許可条件として防草シート以外の雑草対策として除草剤を使用しない旨付しています。ただ、基本的には防草については、防草シートを基本とし、防草シートが破損した場合は、その都度修繕、張り直しするとのことです。

続いて資金調達計画です。[]

[]金融機関、

の残高証明書[]確認しており、その適正を確認しています。なお、20年の経産省の認定期間満了後は、太陽光発電の認可の更新を予定しているとのことですが、万が一更新が許可されない等、撤去が必要となった場合は、処分費を[]

土を利用して地盤の嵩上げを行い、均平な畑地に再造成して耕作の利便性を高めるものです。農地復元後は、貸人がブロッコリーを作付予定です。

5番の立地基準についてでございます。農地区分につきましては、申請地すべてが、琴浦町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地であることから農地区分、区分決定根拠とも農用地区域内農地、許可根拠規定は、一時転用でございます。

営農条件は、

南側は農地、西側は農道に接しています。代替地等につきましては、10ha以上の一団の農地の中に位置する農地の改良を図るための一時的な転用であり代替地無しでございます。

一般基準についてでございます。他法令許認可につきましては、農用地区域内農地の一時転用事業が農振法で規定された農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれの有無について、琴浦町から支障無しとの意見書が令和3年4月28日付で提出されています。

規模の妥当性は、申請地10,600㎡に対して埋立盛土に必要な土量は10,495㎥であり、農用地区域内での一時転用期間である3年以内で埋立残土の確保が可能な規模の面積であります。営農及び被害防除計画等の措置でございます。土砂の流出、たい積、崩壊に対する防除計画につきましては、7ページの造成平面図をご覧ください。表土は掘削し敷地内に留置し、傾斜地となっている南東側、申請農地はピンク色で着色しており、その中の赤線で囲った部分ですが、そこに0.5から3.3mの盛土造成を行います。詳しくは8ページの造成縦断図をご覧ください。雨水排水については、東側に2%の表面排水勾配により地下浸透後、新設する全長100mの暗渠排水管により既存集水桝に溜め、その後、既存の暗渠排水路へ放流する計画です。造成平面図に、排水の流れが黒字の矢印で示してあります。また、新設する暗渠排水管の設置位置は、青色の点線で示しております。なお、集水桝は、農地嵩上げ工事の施工に伴い2.9m嵩上げを行います。嵩上げ工事の完了後は、東側隣接農地との境界部分に素掘りの排水路を設置します。排水路の設置位置は平面図に青色の実線でお示ししております。日照、通風については、地盤の嵩上げ及び法面整形工事のため、近傍農地の日照、通風に影響はありません。なお、転用事業の実施については隣接農地の耕作者及び雑種地地権者である土地改良区の同意を得ています。

資金調達計画につきましては、地盤の嵩上げ、整地、法面整形等に要する経費 預金残高証明書が添付されています。

農地復元の担保につきましては、転用事業者による誓約書が添付済みです。また、農業委員、農地利用最適化推進委員による現地確認を随時実施することとしています。

農業公共投資についてでございます。

申請地については該当ありませんが、申請地東側に隣接する雑種地が、県営畑地帯総合整備事業の受益地です。一時転用の実施については、土地改良事業で区画整理した土地改良区所有地の雑種地（法面）を地区外の土地と合わせて農地改良し畑地にするという条件付きで土地改良区の同意済みでございます。

農業委員会の意見及び審議の概要についてでございます。5月10日に開催した農業委員会総会で審議しましたところ、残土処理場目的の一時的な利用であること、農振計画の達成に支障はないこと、転用期間終了後は農地として再利用が見込めることから、許可相当と判断いたしました。なお、貸人は

以上でございます。よろしくお願いいたします。

小林議長

説明が終わりました。それではここで、現地調査の報告を、湯梨浜町の長谷川会長から報告をお願いします。

長谷川委員

湯梨浜の長谷川でございます。現地調査の報告をさせていただきます。

5月14日午後1時30分から行いました。調査員は、

計9名で現地調査を行いました。調査の内容は、残土処理に伴う一時転用の妥当性についてを確認させていただきました。調査は、琴浦町本庁舎会議室で事業説明を資料に基づき行って、その後に現地に出向いて調査した。所在地は琴浦町 〇〇の畑、合計10,600㎡、未整備の農地で現在は保全管理されております。残土を利用し嵩上げし、農地の改良を図るものでございます。終了後は、地権者である認定農業者がブロッコリーの作付けを計画されておりまして、農地の再利用が十分に見込まれるところでございます。現地調査した結果、転用計画の妥当性は、周辺農地に影響もなく、転用の必要性も認められることから、農地法に照らし許可相当だと意見が一致したところでございます。以上、報告を終わります。

小林議長

現地調査の報告が終わりました。
次に、米子市農業委員会の案件を説明して下さい。

米子市
農業委員会

米子市農業委員会事務局の 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2ページの30aを超える事案説明資料を基に説明いたします。初めに、土地の所在地等ですが、 〇〇 合計9,192.73㎡となります。

申請地の位置については4ページの位置図、5ページの間接図をご覧ください。本申請地は 〇〇に位置し、市街化区域に隣接しているところです。申請地周辺は宅地化が進み、また高等学校も隣接している良好な居住環境となっております。

次に、現在の営農状況ですが、申請地を含めた周辺農地は、昨年まで営農されていた所で水田と畑が混在しており、農業公共投資のされていない、生産力の低い農地となっております。

次に、転用事業者ですが、 〇〇で、ともに不動産の売買、土木工事業などをしております。

次に、転用目的ですが、用途は、地区計画区域内における宅地分譲です。必要性については、5ページの間接図と6ページの詳細図を

ご覧いただきたいと思います。

当該申請地も含めた周辺一帯約1.6haが、令和3年4月2日付で[]、地区計画の告示がされております。米子市の都市計画マスタープランに沿った、[]を指すとともに、居住環境の悪化を防止し、周辺環境と調和した良好な居住環境を創出するために転用しようとするものです。

続きまして、転用要件の審査内容について、[]説明します。5の立地基準について、農地区分ですが、駅・役場等から500m以内で、第2種農地に該当します。許可根拠については、米子市により地区計画が定められた地区がこの地区のみのため、代替地なしとなっております。また、このたびの転用目的が宅地分譲となっております。土地の造成のみを目的とする農地転用は原則認められておりませんが、農地法施行規則第57条第1項第5号トにより、地区計画の定められた区域内においては、例外的に住宅用土地の造成のみの転用が認められております。

営農条件ですが、5ページをお願いします。申請地を含め周辺農地は水田と畑が混在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地であり、集落に近い住宅等の開発が進んでいる地帯となっております。

代替地についてですが、先ほどの説明と重複いたしますが、本申請地は米子市により地区計画として都市計画決定された土地であり代替地はありません。

6の一般基準について、他法令の許認可についてですが、農振農用地には該当しません。その他、他法令の状況については記載のとおりです。なお、埋蔵文化財につきましては、埋蔵文化財包蔵地ではないことを米子市文化振興課へ確認しております。

規模の妥当性ですが、6ページの詳細図をお願いします。29区画分の宅地分譲や道路、公園などを含ますと、ご覧のと通りの配置について、妥当な転用規模と判断しております。

続きまして、被害防除計画等ですが、同じく6ページの詳細図をご覧ください。最低10cm、最高110cmの盛土造成を行います。汚水につきましては、すべて農業集落排水へ接続する計画です。

続きまして、図面7ページの排水経路図をご覧ください。雨水排水についてですが、幅員6mの街路を新設しまして、道路両側に側溝を敷設し、雨水の経路を設け、既設道路側溝及び水路へ流す計画です。申請地内の農業用排水路につきましては、図面のとおり付替えを行います。

続きまして、図面9ページの擁壁敷設図をご覧ください。

周囲の隣地境界には、L型擁壁60cmから110cm又はコンクリートブロック20cmを2段設置します。

[]の同意、東蚊屋実行組合の同意、隣接耕作者の同意を確認しております。

資金調達ですが、[]残高証明を確認しております。

最後に農業公共投資につきましては、該当はありません。

以上、[]宅地分譲を目的とした農地転用についての説明を終わります。よろしくお願いします。

小林議長	説明が終わりました。それではここで、現地調査の報告を、南部町の恩田会長から報告をお願いします。
恩田副会長	それでは報告します。まず、先程、L型擁壁の図面がないということを経事前審査の中で指摘を受けました。その資料をただ今、両サイドから回しておりますのでご覧いただきたいと思います。 去る5月13日午前9時30分から、米子市役所会議室で調査した。米子市農業委員会田邊会長、田中職務代理、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXと境港市足立会長と私、農業会議漆原課長、西部総合事務所農林局XXXXXXXXXX、転用申請関係者4名など計15名の出席で現地調査を行った。はじめ、資料に基づき説明を受け、境界が複雑で大変だと思ったが、現地に行ってみて既に境界はコンクリートできっちりしたあった。きちんと境界立会がしてあるという状況であった。場所としては、XXXXXXXXXX住宅地としては適地だと感じた次第であり、足立会長とともに適当であると感じたことで報告いたします。
小林議長	現地調査の報告が終わりました。 それでは、本日3件の意見聴取案件でございますが、委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。
中村委員	琴浦町の案件ですが確認です。2ページに表土を30から50cm掘削し、敷地内に留置と書いてあるわけですが、これは表土を戻すんですよね。そういう考え方で良いですね、まず。
琴浦町農委 XXXXXXXXXX	はい、表土は戻します。
中村委員	盛土量というのは、残土の量なのか、10,495m ³ の残土を持ってきて、表土を被せるということで良いのか。そういう工法だということの良いですか。
琴浦町農委 XXXXXXXXXX	はい、仰るとおりでございます。
中村委員	はい、分かりました。明記してなかったので確認しました。 それと、既存の暗渠排水、ヒューム管のHP300に新設の暗渠排水官HP150をつなぐということですが、もともと、既存の暗渠排水はどこの暗渠だったのか、どこのエリアを受けていたのか、新たに新設の暗渠を受けるんですよね。
琴浦町農委 XXXXXXXXXX	はい、新たに受けることになります。
中村委員	新たに受けるということで、容量は検討されているのか。
琴浦町農委 XXXXXXXXXX	そこについては、詳しく聞き取っておりませんので、後で、転用事業から聴き取りしたいと思います。
小林議長	今の質問に対して、電話で確認を取れないか、後では意見が出せ

	ない。いかがですか。
琴浦町農委 [REDACTED]	はい、それでは確認を取りますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。
小林議長	はい、それでは、確認を取っていただく間、他の質問はございませんか。
松村委員	米子市の案件で1件だけ確認させていただきたいと思います。7ページに排水経路図がありますが、その中で排水路と用排水路というものがあります。これは、どちらなのか、排水路なのか、用排水路なのか、確認させて下さい。北側の農振農用地への影響というか、用排水分離されていないのかの確認です。
米子市農委 [REDACTED]	失礼します。図面のとおり、排水のみの場合、排水路と記載し、メインは用水路ですが一部、排水路としても利用されているため、用排水路と記載しております。
松村委員	実態に即して記載されているということであれば。少し分かりにくかったのです。
米子市農委 [REDACTED]	排水路と記載しているところは排水専門で、用排水路と記載しているところは、排水、用水とも利用しているということでございます。説明が分かりにくかった点について申し訳ございませんでした。
小林議長	他にご質問、ご意見はございませんか。 無いようでしたら、琴浦町の案件について確認してもらったようなので、説明下さい。
琴浦町農委 [REDACTED]	先程、質問のあった件につきまして、[REDACTED]土地改良区の職員に電話で確認、聴き取りをいたしました。今回、新たに設置する暗渠排水を既設の暗渠排水につなげるということですが、そこを含めた形で同意しているという回答をいただきましたので、ご報告させていただきます。
小林議長	いかがでしょうか。
中村委員	改良区が同意しているということですので良いと思いますが、水が溢れることがないと判断されたということで理解します。結構です。
小林議長	他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
小林議長	それでは、お諮りします。 まず、岩美町の案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)

小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。 次に、琴浦町の案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。 最後に、米子市の案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
6 情報提供 小林議長	それでは、(1) 令和3年度全国農業委員会会長大会政策提案について、事務局説明願います。
事務局 (倉益)	(資料3により説明)
小林議長	説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 (質問・意見なし)
小林議長	その他として、皆さんから何かございますか。事務局。
事務局 (倉益)	(参考資料により農業者年金の加入状況の説明及び農地転用の報道への情報提供について説明)
小林議長	委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 (質問・意見なし)
小林議長	1件、私の方から報告させていただきます。 (先月の鳥取市の案件に係る灯油タンク及び分離槽について報告)
7 その他 小林議長	その他として、皆さんから何かございますか。事務局。
事務局 (倉益)	(事務局から次回開催と日程について説明)
小林議長	ただ今、事務局から説明のとおり、6月の常設審議委員会は午前11時からということによろしいか。 (全員異議なし)

小林議長	それでは、次回は、午後から総会もごございますので、午前11時開会とさせていただきます。 その他として皆さんから何かございますか。
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時42分)